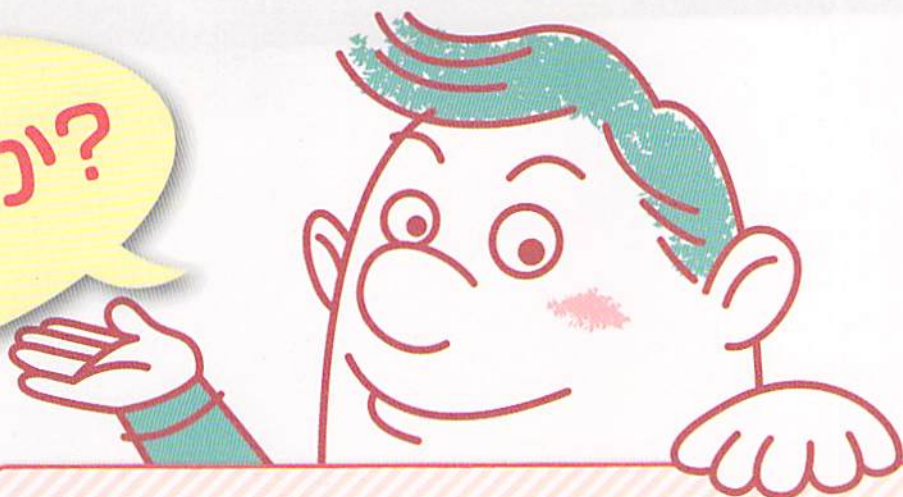


ご存知ですか?



人権啓発活動補助金

京都市では、人権が大切にされるまちづくりを推進するため、京都市内の市民団体やNPO法人等が自主的に実施する、人権問題に関する講演会やシンポジウム、イベントなどの啓発活動に対し、補助金を交付することにより支援する制度を設けています。是非、御利用ください。

交付条件

- 京都市人権文化推進計画に掲げる各重要課題※に関する人権啓発活動であること

※京都市人権文化推進計画に掲げる人権上の各重要課題

①女性、②子ども、③高齢者、④障害のある人、⑤同和問題、⑥外国人・外国籍市民、⑦感染症患者等、⑧ホームレス、⑨その他の課題(性同一性障害及び性的指向、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、プライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害、婚外子・ひとり親家庭)

- 京都市市内で開催するもので、営利を目的としないもの
- 広く市民に広報し、誰でも参加できるものであること
- 活動を行う団体の主たる事務所が京都市内にあること

補助金額

活動経費の2分の1の範囲内で、1活動当たり150万円を上限とします。
ただし、企画・調査に係る費用や飲食費など補助金の対象とならない経費がありますので事前に御確認ください。

締切

申請は、啓発活動実施日の14日前までです。ただし、事前相談が必要です。

お問い合わせ先

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階
TEL.075-366-0322 FAX.075-366-0139

ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0.html>

